

年金の裁定請求用に請求する戸籍抄本等について一回答一

東京法務局及び埼玉社会保険事務局からの回答の内容

1. 東京法務局では、平成12年4月1日に地方分権一括法が施行され、戸籍法上の手数料に関する規定が削除されたことに伴い、戸籍手数料令が廃止されるとともに、同政令を前提とする戸籍手数料に関する通達も効力が失われていることについては、既に周知しているところである(平成12年3月15日付け法務省民二第600号民事局長通達第1の1(3)イの(イ))。
しかしながら、今回関東管区行政評価局からのあっせんにおいて、一部の市区町村においては、同通知の趣旨の理解が十分でないという指摘があったので、管内地方法務局長及び管内市区町村長に対し改めて上記趣旨の周知を図る通知を発出した。
2. 埼玉社会保険事務局では、今後、被保険者等から年金の裁定請求等に必要な添付資料について相談・問い合わせがあった際は、受給権者に係る「生年月日に関する市町村長の証明書」及び配偶者又は子に係る「その者の生年月日及び請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書」には、当該事項が記載された「戸籍事項記載証明書」を含むものとして、被保険者等に周知することとする。
なお、県内社会保険事務所等に対し、上記の取扱いについて周知するよう指示した。